

## 9-1) 「新たな農業経営指標」の活用

### ○内容

経営改善に必要な取組みの実施状況や経営データを農業者自らが自己チェックすることで、経営マインドの向上や経営内容の改善を促し、農業所得の向上等に役立てるものです。

認定農業者の方は、毎年の自己チェック結果を経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に、市町へ提出する必要があります。

### ○指標の入力方法

#### ◆ステップ1

農林水産省のホームページから、自分で記入するための「経営改善のためのチェックリスト」と「経営データの記入フォーム」の様式をダウンロードする。若しくは、市町から入手。

#### ◆ステップ2

入手した「経営改善のためのチェックリスト」の各項目について記入するとともに、経営改善計画書及び決算書等を参照しながら、「経営データの記入フォーム」の各項目欄に数値を記入。

#### ◆ステップ3

記入した内容をもとに、農林水産省のホームページにある「経営改善実践システム」に入力し、評価結果シートを作成。

参考：農林水産省「新たな農業経営指標」ホームページ

農林水産省 新たな農業経営指標

検索

### ○指標の活用

評価結果シートをもとに、自分の経営をどのように改善・発展させていくかを検討し、それを次期の経営計画に反映させましょう。

お問い合わせ先

・香川県農業経営課  
(087-832-3406)  
・市町農業担当課

## 9-2) 農業経営の法人化を支援

### ○内容

県では、税理士や社会保険労務士等の経営の専門家や金融機関が参加する法人推進体制を整備して、専門家派遣や研修・セミナー開催等の法人化支援を行っています。



#### 相談窓口の設置 ●● お気軽にご相談ください

農業者が必要を感じたときに、個別に相談できるワンストップ窓口を（一社）香川県農業会議に設置します。



#### 個別指導・助言 ●● 総力あげて支援

かがわ農業法人サポート隊で決定された実施方針に基づき、法人化を希望する農業者には、農業改良普及センターと（一社）香川県農業会議が総力を挙げて支援します。高度で専門的な問題については、専門家（税理士や司法書士等）を派遣し、事業計画作成や法人化に必要な手続等を個別に指導・助言します。



お問い合わせ先

・香川県農業経営課  
(087-832-3406)

## 9-3) 農業者年金制度の活用

農業者年金（国補）  
〔保険料助成で担い手を支援〕

## ○支援内容

農業者年金制度は、農業者の老齢について必要な年金給付を行います。

## ○主な要件

加入できる方は、①国民年金の第1号被保険者（保険料免除者除く）、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の人の要件を満たす方は加入できます。

- ・さらに農業経営が確立されず農業所得が低い時期（若い年代）を支援するため、一定の要件を満たす農業者の担い手に対して保険料の国庫助成があります。

## 保険料の国庫助成の要件

次の3つ要件を満たす方が、月額2万円保険料の要件等に応じて国庫助成を受けることができます。

- ア 60歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が20年以上見込まれる（39歳までに加入）
- イ 農業所得（配偶者・後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下
- ウ 下記の「保険料の補助対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方の要件を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)

- 申請先 最寄りの香川県農業協同組合支店・出張所  
市町農業委員会

お問い合わせ先

一般社団法人香川県農業会議  
(087-812-0810)  
香川県農業協同組合 総務部総務課  
(087-825-0200)

## 9-4) 農業次世代人材投資事業

### ○内容

次世代を担う意欲ある新規就農者がしっかりと定着し、経営発展していくために、就農前の研修期間の資金（準備型）と、自らの経営を確立する期間の資金（経営開始型）を交付します。

### ○交付対象者

1. 準備型：研修後に、原則 45 歳未満で独立・自営就農又は農業法人等への雇用就農を目指す農業大学の学生や先進農家等での研修生
2. 経営開始型：市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた、又は（公財）香川県農地機構から農地を借り入れた、原則 45 歳未満で独立・自営就農した認定新規就農者



### ○交付額と交付期間

1. 準備型：年間 150 万円、最長 3 年間（県等が交付）
2. 経営開始型：交付期間 1 年につき 150 万円※  
（夫婦申請はその 1.5 倍）、最長 5 年間（市町が交付）

※経営開始 2 年目以降の方は交付額が変動します。

### ○その他

資金には、用途の制限はありません。ただし、国の失業給付金との重複受給ができないなどの交付要件、交付終了後の営農継続要件及び適切な営農を行っていない場合の交付停止・返還の要件があります。

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課  
（087-832-3406）
- ・市町農業担当課